

(証券コード 1992)  
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田富山町24番地

## 神田通信機株式会社

代表取締役社長 神 部 雅 人

### 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席についてはできるだけお控えいただき、書面又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都千代田区神田富山町24番地 当社7階会議室
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役7名選任の件
  - 第4号議案 役員賞与支給の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち事業報告の「会社支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kandt.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行に関連し、株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、来場の是非を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。来場される際にはマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、感染予防策として受付時のアルコール消毒や検温の実施、スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がありますのでご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

当社では株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

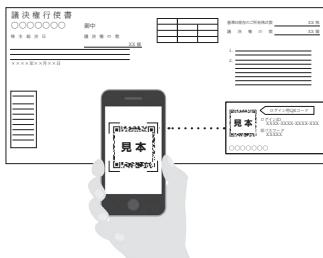


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

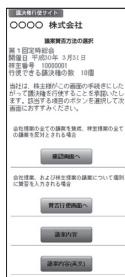
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

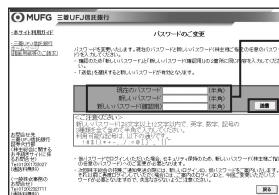
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により厳しい状況が続いていましたが、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が解除され、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、長期化する半導体の供給不足による部品供給の滞りやウクライナ情勢等による地政学リスクもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、永年にわたり培った情報・通信・映像事業の技術力に加え、照明制御業界内において、社会に適合したソリューションビジネスを着実に展開してまいりましたが、期初に懸念していました、半導体不足に伴う製品供給の遅れが映像事業に影響し、売上が計画を下回りました。利益面につきましては、付加価値の高い保守工事・保守料の売上が計画を上回ったことに加え、利用料収入の増加により計画を上回りました。

上記より、当連結会計年度における売上高は59億45百万円(前期比9.2%減)となり、営業利益は3億70百万円(前期比25.5%減)、経常利益は4億43百万円(前期比22.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額を△2億65百万円計上したことにより5億63百万円(前期比69.7%増)となりました。

事業の部門別の業績は次のとおりであります。

##### 〔情報通信事業部門〕

従来のネットワークインフラの設計・提案・構築、「働き方改革」をキーワードとした、お客様の問題解決につながるソリューション提案を積極的に展開いたしました。期初に懸念していました、半導体不足に伴う製品供給の遅れが映像事業に影響し、売上が計画を下回りました。

その結果、当部門の売上高は53億92百万円(前期比9.6%減)、営業利益は3億34百万円(前期比22.6%減)となりました。

〔照明制御事業部門〕

DALI制御による照明制御システムの設計・販売・施工を軸として、大型テナントビルや大手IT企業、ホテルを中心に積極的にビジネスを展開いたしました。

その結果、当部門の売上高は4億92百万円(前期比4.7%減)となり、営業利益は3百万円(前期比85.5%減)となりました。

〔不動産賃貸事業部門〕

不動産の賃貸を事業としており、売上高は60百万円(前期比4.0%減)、営業利益は31百万円(前期比16.2%減)となりました。

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 82 期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第 83 期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第 84 期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第 85 期 (当連結会計年度) (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
売 上 高 (千円)	6,225,589	5,944,830	6,545,023	5,945,361
経 常 利 益 (千円)	278,188	300,702	568,017	443,090
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (千円)	290,827	195,477	331,855	563,026
1株当たり当期純利益 (円)	362.91	81.31	137.51	234.12
総 資 産 (千円)	6,811,458	6,688,873	8,132,752	8,352,257
純 資 産 (千円)	3,926,821	4,002,700	4,469,222	5,017,249
1株当たり純資産 (円)	4,900.18	1,665.12	1,846.99	2,117.15

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。  
 2. 第83期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2019年11月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、第83期の期首に株式分割が行われたと仮定し算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 神 電 子 株 式 会 社	50,000千円	100.0%	無線通信装置・システム並びに映像・防犯監視装置・システム関連機器等の設計・施工・保守

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、従来の経営方針に加え、IT（情報）×OT（制御）の技術を有する企業グループとして、世の中に新しい価値を創出すべく、ネットワークに繋がる全ての機器を制御するエンジニアリング会社となることを目指し、事業に取り組んでまいりました。

当社の主力事業であるP B X市場は、P B Xのクラウド化や5 Gの環境整備による高速大容量の通信環境の充実により、市場規模が相対的に縮小傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響、世界的な半導体不足の影響による、製品供給遅れに伴う納期遅延等が発生するなど、厳しい事業環境が継続しております。しかしながらその一方で、既存設備の継続活用や従前の機能保持のニーズも存在し、一定規模のP B X市場は残っているため、顧客の事業環境を守るとの観点から設備の新設、維持・保守については継続して取り組んでまいります。そのような中で情報通信事業、照明制御事業においては顧客満足度向上の観点から提供するサービス内容やそれに伴う価値の見直しなどを図るとともに、効率的なオペレーションによる原価低減や、適切な価格設定、利用料収入の増加、働き方改革による従業員の活動の活性化を図るなど収益率の向上に引き続き努めてまいります。また、新規事業として、当社独自の技術である、あらゆる設備を一元管理するためのシステム「マルチゲートウェイ」の展開を主軸とし、その利便性を武器に情報通信・制御システムなどの得意分野を活かした上で、大手企業との連携による需要の掘り起こし、システムの開発、制御システムによるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の実現など、あらゆる施策を駆使した事業拡大を図ってまいります。

このようにして、強固な受注基盤の実現を図るとともに、事業効率向上のため組織改革や人材の育成、事業改革を継続して実施し、経営の効率化を高め業績の向上に資する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

部 門 内 容	事 業 の 内 容
情 報 通 信 事 業 部 門	電話交換設備、各種ネットワークシステム、情報システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス 情報機器及びソフトウェアの販売 無線関係、CCCV、放送装置等電子機器の販売・設計・施工・保守
照 明 制 御 事 業 部 門	照明制御システムの企画・提案・構築等、及びサポートサービス
不 動 産 賃 貸 事 業 部 門	不動産の賃貸

## (6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本 社	東京都千代田区
情 報 通 信 事 業 本 部	東京都千代田区
千 葉 支 店	千葉県千葉市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
大 阪 支 店	大阪府吹田市
立 川 支 店	東京都立川市

### ② 子会社

日 神 電 子 株 式 有 限 公 司	本社 (東京都文京区)、北関東支店 (埼玉県さいたま市)
---------------------	------------------------------

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
情 報 通 信 事 業	194名	1名増
照 明 制 御 事 業	19名	5名減
全 社 ( 共 通 )	41名	1名減
合 計	254名	5名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
216名	3名減	42.8歳	19.9年

(注) 使用人数は就業員数であります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	110,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円

### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,055,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,623,227株
- (3) 株主数 1,332名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐藤正	288,000株	12.15%
佐山浄徳	228,507株	9.64%
光通信株式会社	180,500株	7.62%
株式会社UHPartners 2	137,800株	5.81%
神田通信機従業員持株会	127,674株	5.39%
平野博美	117,000株	4.94%
神部雅人	85,913株	3.63%
水元公仁	69,200株	2.92%
佐藤久世	61,200株	2.58%
株式会社エスアイエル	56,900株	2.40%

- (注) 1. 当社は、自己株式253,413株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	11,398株	3名

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	神 部 雅 人	
代表取締役専務 専務執行役員	小 笹 嘉 治	
取締 役員 執行 役員	森 川 幸 一	情報通信事業本部長
取締 役員	橋 本 光	IMV株式会社 社外監査役 株式会社C&Gシステムズ 社外取締役
取締 役員	土 生 哲 也	土生特許事務所 所長 株式会社IPV研究所 代表取締役
取締 役員	杉 岡 久 紀	日神電子株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	小 栗 洋 三	
監 査 役	大 塚 有 希 子	安達社会保険労務士事務所 パートナー 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科講師 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授
監 査 役	東 志 穂	第一芙蓉法律事務所 パートナー キーコーヒー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役橋本光氏及び土生哲也氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役大塚有希子氏及び東志穂氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。  
 4. 前島啓一氏は2022年1月2日に逝去により社外取締役を退任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在における取締役兼務者を除く執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当
執 行 役 員	廣 瀬 孝	大阪支店長
執 行 役 員	磯 田 滋 文	社長室長兼情報通信事業本部副本部長
執 行 役 員	畑 中 猛	マーケティングセンター長
執 行 役 員	田 辺 正 行	管理本部長
執 行 役 員	近 藤 正 臣	情報通信事業本部副本部長
執 行 役 員	永 芳 淳 二	総務部長

## (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、株主価値と企業価値の持続的な向上への意欲、社会の持続的な発展への貢献意識、倫理観を備えた経営者人材たるためのインセンティブとして十分に機能するようにした報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

個人別の報酬等につきましては、報酬の種類は基本報酬、賞与、株式報酬とし、役位、職務、業績、他社の水準、従業員の給与の水準等から総合的に勘案し、株主総会で決議いただいた範囲内で取締役会の決議により報酬額を決定しております。

業績連動報酬等につきましては、短期インセンティブとして役員賞与を事業業績に応じ評価項目より算出し、株主総会において決議いただいた上で決定しております。なお、評価としては、受注、売上、利益等の株主価値指標、目標達成度、部下の育成、戦略・重点事項の進捗を図る戦略的価値指標、経営改革課題の進捗度による制度改革指標を用いて評価しております。

非金銭報酬等につきましては、長期インセンティブとして、長期間(30年間)を譲渡制限として設定した譲渡制限付株式を取締役(社外取締役は除く)に対し付与することとしております。算出方法については各自の基本報酬に一定の割合にて算出した額を基にした株式数を付与することを株主総会において決議いただいた報酬額及び株式数の範囲内で決定しております。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	86,966千円 (8,962千円)	59,018千円 (7,450千円)	17,200千円 (1,512千円)	10,748千円 (-)	6名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,852千円 (3,684千円)	12,180千円 (2,820千円)	3,672千円 (864千円)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	102,818千円 (12,646千円)	71,198千円 (10,270千円)	20,872千円 (2,376千円)	10,748千円 (-)	9名 (5名)

- (注) 1. 上記の員数には、無報酬の取締役1名を除いており、2022年1月退任の取締役1名を含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 業績連動報酬等は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において付議いたします役員賞与であり、事業業績に応じ各役位の報酬に対して一定の割合を乗じた額で算出されております。  
 4. 非金銭報酬等は、当社の譲渡制限付株式であり、各役位の基本報酬に対し、各役位に応じた割合にて算出した金額より付与する株式数を算出しております。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額130,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は7名です。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第83期定時株主総会において、株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。当該決議時の取締役の員数は無報酬の取締役1名を除き3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該決議時の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長神部雅人に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の事業業績等を勘案しつつ、各取締役の評価実施は代表取締役社長が最適と判断したためであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役橋本光氏は、IMV株式会社の社外監査役及び株式会社C & Gシステムズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・取締役土生哲也氏は、土生特許事務所の所長及び株式会社IPV研究所の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役大塚有希子氏は、安達社会保険労務士事務所のパートナー、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科の講師及び法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科の准教授であります。当社と各兼職先との間には重要な関係はありません。
- ・監査役東志穂氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー、キーコーヒー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には重要な関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
前 島 啓 一 (社外取締役)	2022年1月2日に退任するまでに開催された取締役会12回の全てに出席し、豊富な経営経験と技術的見識から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要の発言を適宜行っておりました。
橋 本 光 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、豊富な経営経験や内部統制、証券業界に関する見識から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
土 生 哲 也 (社外取締役)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、弁理士としての専門的見地、また経営支援の経験より他社社向を含め客観的立場から助言等を行うなど適切な役割を果たし、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
大 塚 有 希 子 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、監査役会は5回全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
東 志 穂 (社外監査役)	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席、監査役会は5回全てに出席し、弁理士としての専門的見地から議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 みおぎ監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	みおぎ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを取締役及び従業員に周知徹底させる。
- ロ. コンプライアンスを統括する部門は、管理本部が担当し、担当取締役を置く。
- ハ. 取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程を策定する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 全社のリスク管理は管理本部にて統括し、担当取締役を置く。総務部はリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 事業所長はそれぞれの事業所に関するリスクの管理を行う。本部長は、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
- ロ. ユニット制を採用し、業績への責任を明確化する。

#### ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ロ. 関係会社の管理は管理本部にて統括し、関係会社規程を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ハ. 管理本部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ニ. グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定する。

#### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室を置き、監査室に属する従業員が、監査役の補助をする。また、管理本部の所属員も監査役の事務を補助する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の従業員の人事異動、評価、懲戒については、予め監査役会に通知するものとし、監査役会は必要な場合、人事担当取締役に対して変更を申し入れることができるものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び監査室員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れのあるとき、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

ロ. 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また事業部門と監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、警察署等関連機関と常に連絡をとりながら、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① コンプライアンスに関する取り組み

役職員のコンプライアンス意識の向上に努めるため、コンプライアンス委員会を設置し、社内制度を整備するとともに、内部監査部門と連携し、法令及び社内制度を遵守するための取り組みを行っております。

② リスク管理体制

リスク管理規程を定め、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しております。

③ 内部監査体制

監査室により、社内各部門が法令、規程、その他社会規範等に即し、適切な業務運営がなされているか、書類の確認及びヒアリング等を通じて内部監査を実施いたしております。

④ 取締役の職務執行体制

取締役の職務の適正性及び効率性を確保するため、毎月の取締役会において取締役及び執行役員業務執行状況の報告に対し、審議・検討を行っております。

⑤ 監査役の監査体制

監査役は取締役会、経営会議等の重要な協議の場に参加し、執行状況の確認を行っております。また、監査室、会計監査人等と定期的に情報交換を行い監査の実効性を高めております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,865,348</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,244,716</b>
現 金 預 金	2,799,073	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	1,167,514
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等 及 び 契 約 資 産	1,838,529	短 期 借 入 金	200,000
未 成 工 事 支 出 金	70,941	未 払 法 人 税 等	151,134
仕 掛 品	8,319	賞 与 引 当 金	176,670
そ の 他 の 棚 卸 資 産	4,486	役 員 賞 与 引 当 金	26,415
そ の 他	147,528	そ の 他	522,981
貸 倒 引 当 金	△3,530	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,090,292</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,486,908</b>	リ ー ス 債 務	212,606
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,548,798</b>	退 職 給 付 に 係 る 負 債	808,223
建 物	293,085	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	47,886
土 地	1,240,673	そ の 他	21,575
そ の 他	15,039	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,335,008</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>47,406</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,890,703</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,490,848</b>
投 資 有 価 証 券	1,358,000	資 本 金	1,310,825
関 係 会 社 株 式	27,000	資 本 剰 余 金	1,097,909
繰 延 税 金 資 産	157,544	利 益 剰 余 金	2,268,643
そ の 他	364,780	自 己 株 式	△186,529
貸 倒 引 当 金	△16,620	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>526,400</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,352,257</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	520,217
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,183
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,017,249</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>8,352,257</b>

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

## 連結損益計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,945,361
売 上 原 価		4,256,171
売 上 総 利 益		1,689,190
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,318,878
営 業 利 益		370,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	23,928	
販 売 手 数 料	44,969	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	136	
そ の 他	7,740	76,774
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,573	
そ の 他	1,423	3,996
経 常 利 益		443,090
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	23,000	23,000
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		466,090
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	168,672	
法 人 税 等 調 整 額	△265,609	△96,936
当 期 純 利 益		563,026
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		563,026

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,851,953</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,003,383</b>
現 金 預 金	2,152,101	支 払 手 形	218,578
受 取 手 形	23,810	工 事 未 掛 払	759,308
完 成 工 事 未 収 入 金	1,246,266	買 掛 金	42,875
売 掛 金	78,364	短 期 借 入 金	200,000
契 約 資 産	156,346	リ ー ス 債 務	71,953
未 成 工 事 支 出 金	53,621	未 払 費 用	101,790
仕 掛 品	8,319	未 払 法 人 税 等	53,853
材 料 貯 蔵 品	3,663	未 払 消 費 税 等	139,135
前 払 費 用	19,440	未 払 消 費 税	125,224
そ の 他	110,019	契 約 受 負 債	5,242
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,293,354</b>	契 約 受 負 債	35,910
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,548,185</b>	預 賞 与 引 当 金	56,563
建 物	293,085	役 員 賞 与 引 当 金	157,200
構 築 物	354	そ の 他	21,415
工 具 器 具 ・ 備 品	14,071	固 定 負 債	14,329
土 地	1,240,673	リ ー ス 債 務	995,342
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>47,064</b>	退 職 給 付 引 当 金	212,606
電 話 加 入 権	7,998	そ の 他	761,160
ソ フ ト ウ エ ア	39,065		21,575
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,698,104</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,998,726</b>
投 資 有 価 証 券	1,157,855	<b>純 資 産 の 部</b>	
子 会 社 株 式	75,000	株 主 資 本	3,626,364
出 資 金	960	資 本 金	1,310,825
長 期 貸 付 金	510	資 本 剰 余 金	1,097,909
破 産 更 生 債 権 等	6,145	資 本 準 備 金	328,000
繰 延 税 金 資 産	128,905	そ の 他 資 本 剰 余 金	769,909
そ の 他	335,793	利 益 剰 余 金	1,404,159
貸 倒 引 当 金	△7,065	利 益 準 備 金	4,310
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,145,308</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,399,849
		別 途 積 立 金	216,500
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,183,349
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△186,529</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	<b>520,217</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	520,217
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,146,581</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,145,308</b>

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

# 損益計算書

( 自 2021年4月1日 )  
( 至 2022年3月31日 )

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>売 上 高</b> 情報通信事業売上高 照明制御事業売上高 不動産賃貸事業売上高	4,397,872 492,620 60,073	4,950,566
<b>売 上 原 価</b> 情報通信事業売上原価 照明制御事業売上原価 不動産賃貸事業売上原価	3,100,755 389,944 28,574	3,519,274
<b>売 上 総 利 益</b> 情報通信事業売上総利益 照明制御事業売上総利益 不動産賃貸事業売上総利益	1,297,117 102,676 31,498	1,431,292
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>1,046,300</b>
<b>営業利益</b>		<b>384,991</b>
<b>営業外収益</b> 受取利息配当金 販売手数料 その他	24,702 2,622 7,652	34,977
<b>営業外費用</b> 支払利息 その他	2,573 1,360	3,933
<b>経常利益</b>		<b>416,035</b>
<b>特別利益</b> 固定資産売却益	23,000	23,000
<b>税引前当期純利益</b>		<b>439,035</b>
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	146,409 △243,287	△96,877
<b>当期純利益</b>		<b>535,912</b>

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

### みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新川	良	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊	健悟	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神田通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神田通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

神田通信機株式会社  
取締役会 御中

### みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新川	良	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊	健悟	Ⓔ

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神田通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

神田通信機株式会社 監査役会

常勤監査役 小栗 洋三 ㊟

監査役(社外監査役) 大塚 有希子 ㊟

監査役(社外監査役) 東 志穂 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、収益性の向上と財務体質の強化に努めるとともに、ROE 8%を目指した業績及び中期の事業計画などを総合的に勘案し、配当性向25%を目途として安定的な配当を継続することを基本方針としております。

第85期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金60円 総額 142,188,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（ 削 除 ）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p>
(新 設)	<p>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2022年1月に取締役が1名退任されましたので、経営体制の強化を図るべく取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かんべまさひと 神部雅人 (1960年12月20日生)	2001年3月 当社立川支店長 2004年3月 当社大阪支店長 2006年2月 当社総務部長 2006年6月 当社取締役総務部長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社社長執行役員（現任）	85,913株
2	おざさよしはる 小笹嘉治 (1955年8月5日生)	1998年5月 当社札幌支店長 2000年5月 当社コンピュータ事業部営業部長 2004年3月 当社プラットフォームソリューション1グループ長 2008年9月 当社情報通信事業本部副本部長 2009年6月 当社取締役情報通信事業本部副本部長兼通信統括支店長 2009年7月 当社取締役情報通信事業本部長兼通信統括支店長 2012年9月 当社取締役情報通信事業本部長兼制御照明事業支店長 2013年6月 当社常務執行役員 2013年9月 当社取締役情報通信事業本部長 2017年6月 当社常務取締役情報通信事業本部長 2019年6月 当社代表取締役専務兼情報通信事業本部長 2019年6月 当社専務執行役員（現任） 2021年3月 当社代表取締役専務（現任）	39,964株
3	もりかわこういち 森川幸一 (1971年3月13日生)	2014年8月 当社札幌支店長 2017年3月 当社通信統括支店長 2018年3月 当社執行役員（現任） 2018年3月 当社本社事業支店長兼公共・交通・教育営業部長 2019年6月 当社取締役本社事業支店長 2020年3月 当社取締役情報通信事業本部副本部長 2021年3月 当社取締役情報通信事業本部長（現任）	6,023株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	すぎおかひさのり 杉岡久紀 (1959年7月24日生)	1982年4月 日立電子株式会社入社 2002年4月 株式会社日立国際電気業務通信営業部長 2009年10月 同社中部支社部長 2013年4月 同社中国支社長 2015年4月 日神電子株式会社社長付 2015年5月 同社代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日神電子株式会社代表取締役社長	400株
5	はしもとひかる 橋本光 (1947年9月15日生)	1970年4月 山一証券株式会社入社 1998年6月 松井証券株式会社取締役 2000年7月 株式会社ジャスダック・サービス(現株式会社日本取引所グループ)入社 2006年6月 同社執行役ステークホルダーズ本部副本部長兼IR支援部長 2008年6月 旭ホームズ株式会社社外取締役 2008年12月 IMV株式会社社外監査役(現任) 2010年6月 当社社外監査役 2011年3月 株式会社C&Gシステムズ社外監査役 2015年5月 株式会社C&Gシステムズ社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) IMV株式会社社外監査役 株式会社C&Gシステムズ社外取締役	4,200株
6	はぶてつや 土生哲也 (1965年4月9日生)	1989年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入社 2000年12月 弁理士登録 2001年10月 土生特許事務所所長(現任) 2002年10月 株式会社IPV研究所代表取締役(現任) 2016年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 土生特許事務所所長 株式会社IPV研究所代表取締役	800株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	新任 ささき くに はる 佐々木 邦 治 (1957年5月22日生)	1990年10月 三菱地所株式会社入社 2003年4月 株式会社三菱地所設計設備設計部副部長 2006年4月 同社設備設計部担当部長 2012年9月 同社機械設備設計部長 2016年4月 丸の内熱供給株式会社顧問 2016年6月 同社代表取締役専務 2017年6月 同社代表取締役専務執行役員	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 橋本光氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 土生哲也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  - 佐々木邦治氏は社外取締役候補者であります。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に選任された場合、独立役員とする予定であります。
  - 橋本光氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な経験・知識及び内部統制に関する高い見識を有していることであり、当社の経営全般に対してその豊富な経験・見識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
  - 土生哲也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、融資業務やベンチャー投資等金融業を通じて培った視点、弁理士としての専門的見地、経営支援の経験を有していることであり、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
  - 佐々木邦治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営に関する豊富な経験・知識、技術者としての設備設計・管理、エネルギー・電気・照明・空調等に関する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営全般にその豊富な経験・知識を反映していただくことを期待しているためであります。
  - 橋本光氏、土生哲也氏、佐々木邦治氏が社外取締役に選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考) 取締役候補者および監査役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

取締役候補者および監査役の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	役職	スキル						
		企業経営	営業戦略	IT DX	法務 コンプライアンス	財務会計	人事労務	神田産業人の育成
かん べ まさ と 神 部 雅 人	代表取締役社長 社長執行役員	●			●	●	●	●
お ざ さ よ し はる 小 笹 嘉 治	代表取締役専務 専務執行役員	●	●	●	●			●
もり かわ こう いち 森 川 幸 一	取締役 執行役員	●	●	●				●
すぎ おか ひさ のり 杉 岡 久 紀	取締役	●	●		●			
はし もと ひかる 橋 本 光	社外取締役	●	●		●			
は ぶ てつ や 土 生 哲 也	社外取締役			●	●	●		
さ さ き くに はる 佐々木 邦 治	社外取締役	●		●	●			
お ぐり よう ぞう 小 栗 洋 三	監査役			●	●	●		
おお つか ゆき こ 大 塚 有希子	社外監査役	●				●	●	
あずま し ほ 東 志 穂	社外監査役	●			●		●	

※上記一覧は、取締役および監査役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

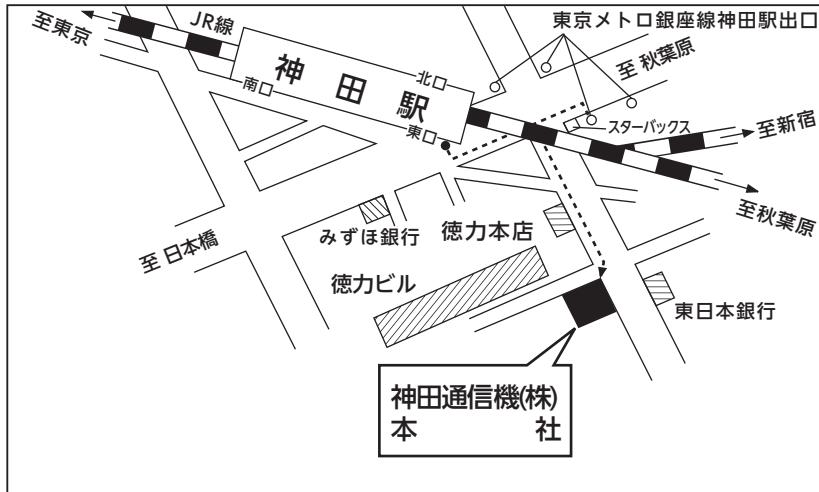
当事業年度末時点の取締役5名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額20,872,000円（取締役分17,200,000円（うち社外取締役分1,512,000円）、監査役分3,672,000円（うち社外監査役分864,000円））を支給することといたしたく存じます。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田富山町24番地  
当社7階会議室  
電話 (03) 3252-7731 (代)



J R 東日本山手線、中央線、京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田駅」  
下車徒歩3分